

議会運営委員会会議録

(閉会中 令和3年2月19日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 令和3年2月19日

招集場所 長与町議会会議室

出席委員

委員長	岩永政則	副委員長	浦川圭一
委員	中村美穂	委員	内村博法
委員	河野龍二	委員	竹中悟

欠席委員

なし

出席委員外議員

議長	山口憲一郎	副議長	西岡克之
----	-------	-----	------

職務のため出席した者

議会事務局長	富永正彦	議事課長	青田浩二
参事	森本陽子		

本日の委員会に付した案件

- (1) 予算決算特別委員会の設置について
- (2) その他

開会 9時45分

閉会 14時22分

○委員長（岩永政則委員）

ただいまから議会運営委員会を開催したいと思います。2月9日の全員協議会で分割付託方式が確認をされました。さらにその後、議会運営委員会を開催し、その内容を次の全協で報告することにしておりますが、このことについて説明をいたします。

青田課長。

○議事課長兼監査事務局長（青田浩二君）

それでは2月9日に開催されました議会運営委員会の審議内容と結果について御説明いたします。常任委員会の構成等について各委員の意見を出し合っていました。その結果、総務文教常任委員会を総務厚生常任委員会へ名称変更し、下線がついてます住民福祉部、健康保険部をそちらの方に所管を変えろということと、産業厚生常任委員会を産業文教常任委員会へ変更し、そこに教育委員会を加えることに決定いたしました。そして、こちらの表でちょっと漏れていたんですけども、総務厚生のもとに常任委員会、産業文教のもとに常任委員会を付け加えたいと思います。その理由といたしましては、以前、一つの部で住民福祉部と健康保険部は密接な関係にあったということと、補助金や交付金は一旦一般会計に繰り入れられ特別会計へ繰り出すので、健康保険部は一般会計と密接な関係にあるということで、その理由としております。2番に条例の一部改正について3月定例会の最終日に発委で上程する。審査の実施については6月補正からを目標とするということになっております。以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたけれども、何かお気づきの点等ありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

委員会の名称はもう一度確認するっていうことになつていたんですけども、だから決定じゃなくて、私の認識では改めて確認するということになっておりました。したがって、今日の会議で改めて名称を審議いただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに何かお気づきの点ありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

これは一応確認と言うんですか、特会ですね。特会は各部と一緒に所属するということで何か明記しなくてもいいですかね。例えば、住民福祉部と健康保険部のところには当然、国保とか、介護とか、後期高齢とか入るわけですよ。それとあと建設部門の方には高田南土地地区画整理事業の特会が出てくるんですよ。だから、それを明記した方が分かりやすいんじゃないかなと、これについて異議じゃないけど。それと、今言われた委員会名もまだ正式には決定してなかったですね。だから、これをどうするかというのもやはり審査をせんといかんと、そういうふうに思っています。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにはないですか。そしたら今、出ました名称につきまして確定的なことではなかったんですが、2月9日の全協に報告をいたしました、そのときの報告の名称が総務厚生、産業文教、そういう表現で報告をしたんですね。議運で名称はこうしようという御指摘のように確定的なものはしてなかったわけですね。そういう御指摘でございますので常任委員会の名称をはっきりしときましようね、今日。何がいいでしょうか、今の原案で何か不都合な点がございませんか。例えば、総務文教が総務厚生になるんですね。住民福祉と健康保険を入れたために厚生という表現でいいのかどうか、どうですか。内村委員。

○委員（内村博法委員）

いろんな考え方があると思いますけども、私の提案とすれば、総務、福祉、保険、総務厚生を名は体を表すで、総務福祉保険常任委員会。それから産業文教については、建設教育水道というふうに名前を改めたらいかがでしょうか、私の私案ですけれども。特に福祉と保険は厚生で括るとちょっと乱暴過ぎるなと思って。それから水道も大事な仕事なんですよ、これはサービスになるんですけども水道は。産業でもないし、建設でもないし。新たに3つに分解して名前を入れたらどうか。名は体を表すで、町民の方もすぐ分かるかなという気がいたします。町民目線に立てば、私の私案ですけれども、そういう名前にしたらどうかと思います。ほかにもっと良い案があれば。ただ、今の案ではあまりにも包括的過ぎるなという気がいたします。今、書いてある総務厚生とか、産業文教っていうのはあまりにも包括的過ぎて、ちょっと分かりにくいなと思います。

○委員長（岩永政則委員）

ありがとうございます。ほかの方、何かありませんか。
竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

私も産業の方には今まで水道という名前は出てこなかったんですね。だから、要は産業文教水道という名称、水道もやっぱり僕も入れた方が良く思う。よそもほとんど水道って入ってますもんね。だから水道っていうのは入れた方が良く僕もそう思う。

○委員長（岩永政則委員）

10時50分まで休憩をいたします。
(休憩 10時41分～10時52分)

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を再開いたします。
常任委員会の名称を確定したいと思います、1つは総務文教を総務厚生に変更する。それから2点目は産業厚生を産業文教に改正するというので、異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
それではそのように改正するという事に決定となりました。

それから、ほぼ真ん中の理由の上に（理由）として今から事務局で読み上げさせますので、それを挿入していくということにしたいと思います。事務局、読んでください。

青田課長。

○議事課長兼監査事務局長（青田浩二君）

現行のままで一般会計に分割付託方式を採用すると、産業厚生常任委員会に負担が掛かることが想定され、それを解消するために委員会を再編し、所管及び名称を変更することとした。

○委員長（岩永政則委員）

青田課長から朗読をしました文言については、上から2行目の方に挿入するというように決定したいというふうに思います。異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

全員協議会への報告の件につきましては、一応3月2日で報告するようにはいたしていましたが、前もってこの文案を送付して、皆さん方に理解をいただくように配布をしたいということに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それではそのように配布をしたいと思います。それでは細部事項につきます最後のこととして、3月議会の最終日に条例の一部改正を提案するというように前回決定をいただいておりますので、一部改正案を作成いたしましたので局長をして説明を申し上げますので、よろしくをお願いします。

局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

今、お配りした3枚ものの条例改正案でございます。頭につきましては鑑で、発委で提出をするということで予定をしております。次に2枚目が改め文でございますけども、この分については3枚目の新旧対照表の方が分かりやすいので、そちらと併せて見ていただければと思います。委員会条例の一部を改正する条例として、まず第2条第1号中「総務文教常任委員会」を「総務厚生常任委員会」に改め、同号ウからキまでを次のように改めるということで、左から右になると。こちらにつきましては先程確認をさせていただいたところです。そして第2条の2号ですけども、「産業厚生常任委員会」の名称を「産業文教常任委員会」に改め、イからエを左から右のように教育委員会、農業委員会、水道局に変えてオを削るという形でございます。この条例は4月30日から施行するというようにさせていただいております、これは委員の任期の関係で。ここは4月末で皆さんが基本的には。正式には2年前は5月8日だったので7日までが任期です。その任期ぎりぎりまでということで今4月30日というのを入れております。それともう1点は御承知のとおり今度は2年ごとの改選も迫っておりますので、3月定例会の全協の折には皆さんにその話もさせていただいて、当然この条例改正も含めて、次の委員会の皆さんの希望を取るといった形になると思いますが、そういう手続きの話も3月定例

会の全協でさせていただきたいということで考えております。

○委員長（岩永政則委員）

ただいま局長から改正案につきまして説明を申し上げましたが、もう一つちょっと説明がなかったんですが、各所管事項の文言の改正につきましては、先程局長が言ったとおりなんです、順序を青田課長の方で上から総務部関係とかなんとか、そういう関係でずっと町の組織の関係に合わせるような形で上に上げたり下げたり、その辺りをしておりますので、その点は理解をいただきたいと思います。何かありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

この前も言ったように「一般会計を分割」というのが実際入ってないんですよね。これは大きな事項なんです。それをやっぱり条例に含めないと何のためにしてるのかっていうのがさっぱり分からない。ということでその内容を入れて欲しいと。そうしないと我々が1年半やとった意味が全く無いよね。一般会計を分割するんでしょ。だから、そういうことでいろいろ議論やってきたわけだから。当然、条例にも含めて、その文章をですね。分かりやすく条例を改正していただくというのを要望します。

○委員長（岩永政則委員）

今の、要望というよりは、それではどう表現をして、どこに何をどういう入れたらいいのか、その辺りの案をあれば出していただけませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

入れる箇所はどこでもいいんですけど、とにかくさっきの目的がありますね「一般会計を分割付託する」と。そして「所掌は次のとおりとする」という文言を入れていただきたいんですよね、どこかに。もう少し詳しくしたいんですけども、端的に言えばそういうことです。

○委員長（岩永政則委員）

だから、どこに入れたらいいのかという案を言っていたかんといけないんじゃないかと思いますが、どうぞ。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

だから、場所はどこでもいいんです。とにかく今の一文を入れて欲しいわけ。いろいろありますよ。条文を起こして一般会計の審査方法。そして一般会計を総務厚生、産業文教に分割し審査すると、そういう文言を。まだ簡易な方法もあるんですけども、正当なあれでいけばそういうことですよ。だから、どこに入れるかと言ったら16条ぐらいしかないなと思いますけどね。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩したいと思います。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。
内村委員から提案がありますので説明を求めます。
内村委員。

○委員（内村博法委員）

まず条例につきましては、やっぱりこの一般会計の分割という大きなことを今回するわけでございますので、それを条文に納めていただきたいというのが一つあります。それから、お手元に一般会計の分割付託審査につきましては、ネット上でもこういうことが言われています。「分割付託は議案不可分の原則に反する。議案は一体不可分のもので、これを分割して扱うことはできない。」（議案不可分の原則）って書かれています。それから行政実例として昭和29年9月3日行政課長回答、「予算は不可分であって、委員会としての最終的審査は一つの委員会において行うべく、二つ以上の委員会で分割審査すべきものではない。」こういうことですね。それから次のページ、12月1日の全員協議会でも、分割付託はデメリットとして「法的根拠が曖昧」、「議案一体の原則に反する」とこういうふうに配布されているんですね。そして次のページ、ここは事務局が令和2年11月9日に議会運営委員会配布っていうことで、一番上の方に同趣旨のことが書いていますね。議案一体の原則、29年9月3日、私が調べたのと同じかな。「予算は不可分であって、2つ以上の委員会で分割すべきではない。」と、こういうのは今までも議論されておると。次のページ、なぜそういう結論が導き出されたのかなという私の想像であります。自治法の抜粋をしております。それから長与町組織規則を抜粋しております。まず、地方自治法では地方公共団体の長は予算を調製し及びこれを執行すること。予算を地方公共団体の議会の認定に付することというのが町長の大きな仕事である。赤で第153条は町長に属する権限の一部を補助機関である職員に委任することができるということになっております。それから第168条普通地方公共団体に会計管理者一人を置く。会計管理者は普通地方公共団体の長の補助機関である職員の中から町長が命ずると、こういうふうになっております。次のページ、この会計事務はいろいろ書いてありますけれども、第7、決算を調製し、これを普通地方公共団体の長に提出することと、こういうふうになっていますね。3項は特になんですけど、次の第九章財務の会計の区分209条「普通地方公共団体の会計は一般会計及び特別会計とする。2特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。」と、こうなっていますね。だから予算は総計予算主義の原則というのが謳われています。第210条、「一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。」これが一般会計の原則ということで謳われています。次の最後のページなんですけど、長与町組織規則という

のがあるんですよね。どういうふうになっているかと言うと、企画財政部財政課の事務分掌の中に「予算の編成及び財政に関すること。」となっています。それから会計課の事務分掌の中に「歳入歳出予算の収支及び決算に関すること。」こうなっているわけですね。それからいくと、やはりこの流れからいくと分割は難しいような感じになるわけですね。そこでこういうのが出てきたんじゃないかなと思うわけですね。だから、それを覆すためにも条例に書いて、そしてきちんと議会の審議はこうすると根拠を持たせないかんとします。ということで、2番目の理由がそういうことです。まずは一般会計を分割するという大きな理由ですから、それをやっぱり入れていかないとはいけません。そうしないと、今まで1年半一般会計の分割にいろいろ議論してきたんでしょ。最終的にはこの分割付託方式を採用するようになったわけだから、きちんと条例に謳って、どこからでも文句をつけられないようにしておきたいというのが私の考えです。

○委員長（岩永政則委員）

今、内村委員から説明がありましたけども、詳しく文章も整理をされているわけです。何を言いたいかと言いますと、根拠を明確に条例に謳ってくださいよという意見、主張。私は理解するんで、皆さんどうですか、何かの表現で謳ってもいいんじゃないかということ合意が得られますか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

こういう議論の結果の形と言いますか、一般会計を分割付託するという形を残すというのは私も必要だというふうに思います。先程、休憩中に委員長が言われたように今後の議会運営の中でも、こういう結論があるからこういう形でやっていくんだというふうな形で、そういう痕跡は残すというのは大事だというふうに思います。ただ、先程も休憩中に言っていたんですけども、果たして条例の条文として残すべき内容なのかっていうのが、そこは少し意見を言わせていただきたいと思うんですけども、先程から言われるように分割付託は原則に反するというふうな形の中で、それを長与町の条例の中でできるんだという根拠を作り出すというのは非常に難しいんじゃないかなというふうに思うんですよね。御存知のとおり、法体系というのは憲法があって、国の法律があって、というふうな形で、いくらいろいろやろうにしても、それに反する内容を決めるということはできないわけですね。そこが長与町の条文に載るっていうのはどうなのかなと、もし載せるならば、何らかの確認と言いますか、どこで確認すればいいのかですね。法令審議会でしたか、そういうところでちゃんと載せられるというふうな根拠をいただかないと「載せましょう」という意見にはちょっと賛同できないかなと。特にほかの議会でやられている所が条例の中に条文を盛り込んでいるのかというところも確認していただきたいなど。そういう状況があるなら、私もその条文に盛り込んでもいいかなと思うんですけど、そうでない状況では、長与町だけが条文に盛り込むというのは非常に危険性と言いますか、ちょっと危惧するところがあるかなというふうに思いますんで、そ

これは十分検討した方がいいかなというふうに思います。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに御意見ございません。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

条例っていうのは、どういう内容を織り込んでもいいんですよ、基本的には。それが条例なんですよ。地方自治で定められた条例の内容。条例の制限と言ったら公序良俗に反するようなものとか、そういったものは難しいんでしょうけども、今回は行政実例っていう形で出されているんですよ、昭和29年9月3日。私もこれ町村議長会に確認しました。そしたらこれは生きていますと。しかし長崎市とか大村市とかもやってますよって話したら、それは、それぞれの地方自治体の考え方があるでしょうからっていう話でした。そういうことで確認をしております。要するに、私が言いたいのは、一般会計を分割するというのは大変大きなことなんですよっていうことを言いたいわけですよ。それをやっぱり条例のあるところに謳ったほうがいいのではないかなという私の考え方。何かこんな大きなことを基準って、できるもんかという気がするんですよ。だから、そういうことで、どこかに入れたらどうかと、詳しくは入れないでもいいけども。やっぱりこういう分割方式を採用したという、これは入れとかないといけないと思います。それで二つ私も考えてきましたけども、一つは冒頭のところに第2条がありますよね。常任委員会の名称、委員の所管は次のとおりとする。ここの下になお書きで「なお、一般会計に関する議案は各委員会の所管に基づき分割審査する」と、これが一つの案。それからもう一つの案としては、ここが適当かどうか分かりませんが第15条と第16条の間に入れて、第16条以下ずっと条を変えていくと。そしてこの中に「一般会計に関する議案の審査」と16条として括弧書きして。「一般会計に関する議案の審査は、第2条の各委員会の所管に基づき分割審査する」と。どちらでもいいんですけども、入れる箇所としたらもう簡単に入れられたらどうかと。あとは皆さんの意向があるでしょうから、要綱にまとめて、詳細は聞かないといけないですけども。やっぱりその程度は入れないといかん、最低でもということです。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

どこに何をということをお聞きしておったんですが、今、具体的に第2条と15条と16条の間という文言まで出てまいりましたけども、何か御意見ございませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

条例だったら問題なく書き込まれるもんだという前提の中で、今、案を出されて、私もそういうことで書き込まれるのであれば、先程話に出てました最終的な法令審査会の審査を経て、条例改正の提案になるのかなと思っておりますので、そこら辺での審査が問題なしということでしたら、今、言われた案で何ら反対をするものではないと

いう意見でございます。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにはないですか。そしたら今のを集約しますと入れる。ただ、法律違反を犯して条例で何かを謳うということは基本的には違法なんですよ。だから、効力発せない形になりますけども、敢えてそういうことは言わずに何かの文言を入れて、それでお互いがそれを承知の上で「分割付託をするんですよ」ということの根拠をするならば、私も、内村委員の考え方も十分この前の提案から分かっておりまして、一つの文言の整理を実はしておりました。今のと総合しますとそうだなという感じがしますので、もう少し簡便に、例えば私からそれを含めて提案させていただきますと。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

私は、分割付託方式はいろいろ反するという意見があるけども、私は適法だと思っているんですよ。なぜかと言うと、分割審議して本会議で採決するわけですよ、一つの議案として、最終的に。だから違法性はないというふうに思っているわけ。しかしながら、分割付託するっていうことをやっぱり入れておかないと、何のためにしたかっていうのは分からないから、一番大きなことですから、一般会計を。それが出発だったんですよ。要するに浦川委員から一般会計の審議方法をどうするかっていうことで提案があったわけですよ。だから、そういうのを入れ込まないと何のためにしたのかっていうのが分からんから、入れたらどうですかっていうことです。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

委員長は違法性が少しあるんじゃないかなというような考えで、違法性はないんだと内村委員はおっしゃられて、そういう提案をされて。だから、そこを含めたところで法令審査会というのはきちんと見ますので、そこにもう委ねるという形で、もし問題ないですよという形になれば、それで載せて私はいんじゃないかなと思ってこういう発言をさせていただいているんですよ。そういうことで、よろしくお願いします。

○委員長（岩永政則委員）

そしたら今、申し上げかけておったんですが、トータル的に内村委員の言われる趣旨も十分前回から分かっておりまして、こういう表現をここに謳ったらどうかということをお知らせしますので検討いただければと思うんですが、第2条のそれぞれの常任委員会の横にアからずと振ってありますよね。その、それぞれの部分のあるところにこういう表現を入れたらどうでしょうかね。「一般会計予算決算の分割付託に関する事項」、この事項を1個追加しまして、そうしますと条例根拠というものが明確になってくるということで、いいかなという案を実は私も考えておったんですけども、簡便に表現をして謳った方が良くないかなと思うんです。いかがでしょうか。先程から内

村委員がまさに言われておったように、一般会計予算決算の分割付託に関する事項、それぞれの委員会に分割表で分割をしますので、それを議長が本会議で各委員会に委員会付託をしますね。そのときに、この分割によって付託をしますよということになりますので、その根拠になるものを各総務文教常任委員会あるいは産業厚生常任委員会、右のように変わればどこかにその条項を入れると。一項起こすと。第2条の総務厚生常任委員会の、例えば総務部の所管に関する事項の下に、あるいは企画財政部の下にでもいいですかね、一般会計予算決算の分割付託に関する事項、これをもって総務厚生委員会で審査をするという根拠になるだろうと思いました。それで産業厚生には建設産業部の下かどこかに、この同じ項目を起こすということです。両方に入れ込む。

○委員長（岩永政則委員）

午後1時まで休憩します。

（休憩 12時01分～13時00分）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

先程からいろいろ分割付託の表現をどこに入れるかというような話があつておりましたけども、何か意見、休憩を取って良い案が浮かびませんでしたでしょうか。いいですか、ないですか。先程休憩中にいろいろ意見交換をしていたんですが、ここになお書きがありますけども、このなお書きを2条の「常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。」ここに「なお、一般会計に関する議案は分割付託により、各委員会の所管により審査する。」というふうな形はどうかという話をしておったんですけど、何か不都合な点がありませんか。もう1回言いますね。「なお、一般会計に関する議案は分割付託により各委員会の所管により審査する。」

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

先程からの議論の表現につきましては、第2条の「常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。」その次になお書きで「なお、一般会計予算決算は分割付託により各委員会の所管に基づき審査する。」この文言を挿入するということに決定したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それではそのように決定をさせていただきます。なお、全協に御報告をしていきますので、それまでには事務方の方で、町長部局の総務課の法令係と調整を行うということとしたいと思います。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

例えば総務部の所管に関する事項とか、企画財政部の所管に関する事項とか、こういうふうに書いてあるわけですよ。それで、この所管を除いて欲しいわけ。なぜかと言うと、今日私も説明したんですけど、元々予算編成権は、長与町組織規則では企画財政部財政課の事務分掌として予算の編成及び財政に関することと。それから会計課の事務分掌は歳入歳出予算の収支及び決算に関することと謳ってあるから、これをそのまますると分割できないことになるから「所管」っていう言葉、もしくは「所管」を除いて、例えば総務部に関する事項とか、こういうふうにしていただきたいんですよ。そうしないと何かまた矛盾してくるからですね。この「所管」だけ外せばいいかなと。そうしたら逃げられるかなという気はしているんですけど。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。今出ておりました所管の件でありますけども、第2条のそれぞれのアからケ、アからエまであります二つの常任委員会の所管のところの、例えば総務部の所管に関する事項、この「所管」は外して、「事項」も「事務」に変えると。それぞれ全部ですね。そういうことで御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

そしたらそのように訂正をさせていただきます。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

先程言った総務部に関する事務というふうに言われたんですよ。それでいいんですよ、「所管」も省いて。それをずっとこうしていくと、議会広報広聴常任委員会もそうしますか、これはどうなのかな、これでいいのかな。これはこれでそのとおりでいいんですか、確認なんですけど。いや、どうかなと思って。統一して変えるか、統一したらどうかなっていう気もしないではなかったんですけど。そしたら議会広報広聴もそのままして。事項は、だから所管は除かないといかないからね。僕の提案は、事項はそのまま残すという提案だったんですけども。だから例えば「総務部の所管に関する事項」って書いてあるけども、ここを「総務部に関する事項」と。事務じゃなくて事項。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。第2条のそれぞれの委員会のアから表現がありますけども、そこの中の、例えば「総務部の所管に関する事項」の「所管」を外すというところで、「総務部に関する事項」というような形の表現に変更するというところで、そ

れぞれずっと行くということで異議ありませんかね。

（「異議なし」の声あり）

それでは、そのように決定をさせていただきました。

これをもって長与町議会委員会条例の一部を改正する条例につきましては終了といたします。なお、3月の最終日に議会運営委員会の発委として提案するように、この前申し合わせしておりますので、事務局においては準備方をよろしくお願いいたします。

これにて一般会計予算及び決算を各常任委員会で審査する分割付託方式による細部事項についての協議は、以上をもって終了をしたいというふうに思います。この件につきましては、一昨年から非常に密な議論ができたというふうに思いますけども、大変お疲れさまでございました。感謝を申し上げます。なお、分割表の作成等がまだ残っておりますが、執行側との事務協議につきましては、委員長、副委員長なり、あるいは事務局と一緒に、そつのないように対応をさせていただきたいと思います。いいでしょうか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

今、委員長が言われたことについての異議はありません。ただ、24日に議会運営委員会がありますので、今日の文書を皆さんに出す前に、我々に1回その文書を配っていただきたいと思います。所管の方も決まれば、よかったら事前に議会運営委員会だけいただければ幸いと思っておりますけど、そういうことでお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

実施時期を条例に書かんといかんと思うんですよ。それはどうされるのか、実施時期を書かないといけないでしょ。それどっかへ入れるかな。

○委員長（岩永政則委員）

施行は4月30日にしてますね。先程、竹中委員から出ました24日の議運のときに、今日の報告書の確認をいたすようにいたします。そういうことで事務方、課長よろしくお願いをしたいと思います。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

一応、条例はこれでいいんですけども、実際の運営。例えばAグループとBグループは採決が違ったとか、それから今後の、例えば委員長報告がまちまちになる可能性があるわけですね。皆さんそれを判断して、採決されるというふうになると思うんですよ。委員会の審査って僕は書きましたけども、採決権まで含むっていうことで僕は書いたんですよ。だから、その採決権も含むっていうことを前提で僕は審査するって書いていますから、その辺りの今後、運営要領を書くに当たっては、そこのところはきちっと書かんといかん。それから、修正案が出た場合の取り決めが必要だと思うんですよ。だ

からそういった手続き、その前にその付託を議会事務局が作って、そして議会運営に諮って、議会運営委員会がそれに基づいて付託していくと、そういう手順をどこか作っとかんといかんわけよね、要綱でもいいし、そういうのを作らんといかんと思うんですよ。だから、それができて初めて全体像が実施できるというそういう格好になりますから、それは作らないといかんだらうと思うんですよ。そういうことで、あとの仕事になると思いますけど、よろしくお願いします。

○委員長（岩永政則委員）

今、内村委員からの指摘はそのようになっていくだろうと。ただ、本会議で他のいろんな議案と同じように付託をされるわけですから、付託を受けたそれぞれの委員会は別のいろんな議案と同じように審査をする。そして採決して、本会議に報告をして、そこで全体の採決をしていくわけですから、通常の手続きと全く同じということはもう言われるとおりで、間違いないですね。そういうことで、その点そつのないように、今後具体的に話をしていく必要があろうと思います。今から申し上げたいというふうに思ってたんですが、6月からの分割付託方式による委員会の運営につきましては、今言われたように3月2日の全協にて2月9日と本日の議会運営委員会の内容を報告いたしますけれども、それと併せて、今のようなことは通常の審査と同じように進めるんですよというようなことも含めて、若干私から報告をさせていただきたいというふうに思いますけど、深くじゃなくして、先程言ったような表現で、普通の議案と変わらないということで、審査がなされていきますということで付け加えておきたいと。そういうことで、いきたいというふうに思います。いいでしょうかね。

（「異議なし」の声あり）

それでは、そのように報告をしたいと思います。

冒頭で言いましたように、昨日事務局長から会議規則の一部改正が出てきたということ、私昨日報告を受けまして、今日ちょうどいいタイミングですから、今日の議運に諮って意見を聞こうということでしておりますので、併せて審議をお願いしたいと思います。今から配布をして局長をして説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。事務局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

今お手元にホチキス留めをお配りしたと思います。1枚目御覧のとおり全国の町村議長会から標準会議規則の一部改正についてという通知が来ております。議員活動の両立支援策の関係で、1枚めくっていただきますと、別紙1で次のように改正するということです。裏を見てもらっていいですか。裏が新旧対照表で見やすいと思います。右が現行で左が改正案。右の現行で、議員は事故のため出席できないの「事故」の部分を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、その他のやむを得ない事由のため」ということで、内容が記載をされてきたということでございます。同じく2項、ここは前回、会議規則を標準に合わせるということで、今、現行は標準と一緒にな

っています。「議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、」というところ
でございますけども、新しい改正案は「前項の規定にかかわらず、議員が」が変わって
「出席できないときは、出産予定日の6週間前の日から出産日の日後8週間を経過する
までの範囲内において、その期間を明らかにして、」というのが挿入をされるというこ
とでございます。それと下の方にまいります、請願書の記載事項でございます。これ
も今、政府が進めています押印の関係の絡みで、そこが少しシンプルになっております。
右側が現行でございます「請願者の住所及び氏名」が「請願者の住所、法人の場合は
所在地」になると。そして「請願者、（法人の場合には名称）を記載し、代表者が署
名または記名押印しなければならない」と。サインか記名押印ということでの改正がま
いっております。中身につきましては、その次のページ以降、改正の考え方というもの
が縷々書かれております。事務局としては、標準会議規則がこのように改正をされまし
たので、うちの会議規則も標準に倣って改正すべきということで、今回の3月定例会で
改正を上げるべきだということで御提案をさせていただくものでございます。

○委員長（岩永政則委員）

今、説明が終わりましたけども、何かお気づきの点等ありませんか。
内村委員。

○委員（内村博法委員）

長崎新聞にもこれと同じようなのが載ってたんですね。だから町村議会だけじゃなく
て、市議会も全部統一していると書いてありましたんで、合わせるべきじゃないかなと
いうことで、これで良いのではないかなと思います。

○委員長（岩永政則委員）

ほかの方、何かありませんか。いいですかね。
事務局長。

○議会議務局長（富永正彦君）

皆さん、御賛同いただけたということで今お聞きをしたところなんです、一応この
場で3月定例会に議運発委で提出するところまでを決定していただければ、この決定後
には議運以外の皆さんにこれが周知できますので、お願いします。

○委員長（岩永政則委員）

それでは、原案のとおり提案をするということでいいでしょうかね。
（「異議なし」の声あり）

それでは、3月2日の全協に報告と合わせて提案をするという旨の報告をしたいと思
います。準備方は事務局よろしくお願いをしたいと思うんですが、いろいろ提案理由も
あるようで、提案理由も合わせて作成方よろしくお願いをしたいと思います。

以上で会議規則の件につきましては、終わっていいでしょうかね。

それではもう1点、前回の議運のときに内村委員から新聞記事を示されているいろいろ出
てまいりましたが、その件についてと絡まって前回の全協でも話が出まして説明を

してきたんですが、現在本会議場は、一般質問のときにはそれぞれの席から1名退いて、後ろの方に置くということだけ。議案のときはもう席に戻るということで、何か整合性が取れないのかなという感じもせんでもないわけですが、それに伴って何かを施さないと元に戻すことできないのじゃないかという議論も、私もそういうふうに思っておりますけども、要するにパーテーションをどうするかという話がまだ結末を得ておりませんでしたので、その辺りにつきまして検討いただければと。もう時間的にも3月議会近まっておりますので、したほうがいいのか、せんでもいいのか。あるいは一般質問のときに席に戻す場合にどうするのか、その辺り含めて若干意見交換をしていただければというふうに思いますけども、よろしくお願ひしたいと思ひます。何かございせんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

このパーテーションを付けるという話は元々委員長からの提案で、後ろに座ってる人たちが、お尻が痛いということで何とかできないかなという話があつて、「どういふ方法が良いのか」ということで、私は「パーテーションが良いんじゃないかな」ということでそのときは申し上げたわけですよ。だからそういう声があるんでしょう。「お尻が痛い」とか。一部議員からそういう話があつたんですかね。それと、もしパーテーションを入れるとしたら、おおよそどのぐらい金額が掛かるか、目途でいいんですけどもその辺りもし把握されとつたら教えていただければ、判断の材料にはなりますよね。

○委員長（岩永政則委員）

その件については前回から事務局長にも、もう1回となく2回となく話をして経過を知っておりますので、大体の見積もりをとっておるんじゃないかというふうに思ひますが、局長説明お願ひします。

富永局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

パーテーションの設置につきましては、アクリル板のタイプで机の幅で、間に立てるようなものについては大体固定まで含めて1万5,000円程度。それともう一つ、机に立てて、隣同士はアクリル板はここは無いわけですね。それを引き出すタイプになると倍、3万円幾らという金額は調べております。議長ともずっと話はしてきていますけども、具体的に昨年の緊急事態宣言の下で今のやり方を取ってきて、今に続いているわけですけども、今現在は、コロナも一旦第3波が心配をされておりましたけども、長崎の方も落ち着きを取り戻してきつつありますし、緊急事態宣言下の対応をそのまま私は引き続きやる方が望ましいのかなというところで、議長とは相談をさせていただいてるところです。今からワクチンも始まって鎮静化も進んでいくはずですし、もし今後、コロナの感染がまた拡大を見せだしたときに対応させていただければいいのかなというところでお願ひをしたいということでは考えておるところです。結局、議席の所にパーテーションをするとすると、今度執行部側も同じ話になって、執行部側の方がまだ狭いも

んですから、マイクの所全部に衝立をしていくと、先程の話でいきますと1万5,000円とかいう話なので30万、40万、50万円ぐらいの金額にもなりかねないというところもありますし、役場の職員自体も、現行我々もパーテーション無しで仕事しておりますし、そういうところを考えるとまた今度議場だけっていう話になるのもおかしくなるんで、とりあえず先程話したように、緊急事態宣言下で取らせていただいた現行の対応をそのまま、今後感染が拡大を見せるまでは今のやり方でやっていただけたら助かるなということで考えておるところです。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか、皆さん。今の一般質問のときはそのままにしていればどうだろうかという、事務局はですね。コロナが今から拡大していきそうになったら対応を考えるというのが事務方の考え方なんですけど、皆さんで決めていただければいいわけで。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

ちょっと僕はそれは違うと思うんだね。僕は大体一般質問のときは必ず、お隣が少し私より高齢ですから、私はずっと始めから最後まで後ろにいて、別にお尻が痛いとかいうことも感じないし、今からひどくなったときにやるということじゃなくて、ソーシャルディスタンスでみんなどこでも今やっているわけですよ。だから職員ももちろん結局やってやらんといかんし、それは両方平等にやって、やはり議会というのが初め中心になって、みんなそれが流れていくわけだから、やっぱり僕はそれは対応すべきだと思う。今、国会とかいろんな大臣がお話をするときも、初めは前だけだったけど今はもう横もなって、テレビを見ても、みんなもうソーシャルディスタンス作っているんですよ。それと今、生涯学習課とかも理事がわざわざ手作りでそれをしてきている。それは職員の命を守るためにもやっぱりそれはやるべきだと、お金が掛かってもね、命の問題だから。僕はそういうふうに思っています。だから、金額はこれこそお金が掛かっても基本的には全部やってやると。で、初めに議会がそれを示すと。そして議場では理事者側の方も全部すると。予算的に言っても、今の私たちの議会で、研修費が今予算の中では一人大体2年間20万円という数字があるわけだから、それをよかったら使わせていただいても僕はやるべきだとそう思う。

○委員長（岩永政則委員）

ほかの方。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

私も是非やっていただきたいというふうに思います。実はこのパーテーションも、感染拡大する前からちょっとそういう議論もさせていただいて、なかなか進まなかった経緯があるし、多くの議員がやっぱり今パーテーションも本当つけて欲しいというふうな要請があるんで、是非やっていただきたいというふうに思います。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

私も是非設置をしていただきたい。お金の話が出ておりましたけども、議員は常時おるわけですけども、執行部の方はもう今関連する所管しか来てらっしゃらないみたいですので、できましたら小型の可動式であちこち動かされるようなものを、全部が全部作らなくてもいいと思うんですよね。だからそういうのを考えられて、財政的に厳しいのであれば、あまり負担が行かないようなところで考えていただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

私は以前そのパーテーションを議席に置くんだったら、逆にマスクを外して、休憩室、食事とか飲み物とか飲むときにマスクを外す。マスクを今ずっとしてるので、確かにパーテーションをしていただけるといいのかなと思うんですけど、このコロナが収まりつつあって、ワクチン接種もありますし、そうなったときにこのパーテーションはずっと存在して、ずっとつけておくものなのか。もう一過性で要らなくなったから全部もう邪魔になるっていうような考え方になると何か、していただくのが一番ありがたいはあるんですけども、もし購入された場合そこら辺どのように対応されるのか、私たちだけでいいのか、それともやっぱり執行部側の方もっていうことも当然あると思いますし、そこがちょっと一つ、していただけるのはしていただいた方が良いかもしれませんが、本来であれば隣同士座っていて、休憩時は話をするかもしれませんが、通常、一般質問のときもほかの議員が質問をしているときに話してはいけませんよね。だから会話をする状態ではないので、議案審査のときとかのことを皆さん含めて議席で発言をされるということで心配をされてるのかなというのも分かるんですけど、そのパーテーションをまず購入したときに、その後の取り扱いも含めて考えてみてはいかがかなと思います。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

最初、委員長の提案はお尻が痛いということで、何か代替方法が無いのかっていう話だったんですけども、「お尻が痛い」という苦情があったんですかね。まずそれと、それから諫早なんか半分は議員控室でテレビを見ながらするっていう方法を取っているんですよ。そういう方法もあるんですね、一般質問に限って言えばね。それともう一つ、パーテーションを入れるにしても、例えば段ボールでも良いんじゃないかなと思うんですよ。材質が安いのがあるから。段ボールだったら折りたたんで、クイックパーテーションじゃないけど、保管にも困らんんじゃないかなっていう気がするんですけどね。そういう保管に適したパーテーションというか、中村委員の方からそういう話が出たんで

すけども、もし採用とすれば、そういう方法もあるのではないかなという気がいたします。私は、もしパーテーションを入れるとしたら材質はこだわらない、とにかく安いので良いんじゃないのかなと。段ボールでも良いんですよ、とにかく。段ボールを折りたたんでそれを置くだけで、そういう方法でも良いんじゃないかなと思うんですよ。

○委員長（岩永政則委員）

要望があったのかと言いますと、前回の全協でも例の新聞の説明等を含めて意見を聞いたときも、パーテーションを設置してくださいということが出たでしょ。そのときも出ました。私が言い出したのは相手から言われたからじゃなくて、一般質問だけ席を譲って、議案審議のときは一緒に座るわけですよ。そうすると整合性が無いんじゃないですかねと。だから、できるだけ早目に元に戻していくのが本当じゃないかと。しかし何かの手立てを講じなければ、安易に、せっかく席を外していたのに、そのまま何も施さずにとっと来るということになると、やっぱりいけないので何か施す必要があるんじゃないかという条件的なもので、そういう話をして内村委員からもパーテーションが出ましたよね。そういう経過があって、その後も私の方には一、二人「元に戻して欲しい」というような意見は前から来ておりました。そしたら、先程言います前回の全協のときも、ある人から出ておりましたことは事実ですね。そういう状況です。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。パーテーションにつきましては、先程からいろいろ意見が出ておりますけども、一応設置をするということで意志集約をしたいというふうに思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは異議なしと認めます。したがって、事務局はどのようなものが効率的であるのかも含めて十分検討して、見積もり等をしていただいて、もう10日前後しかありませんので、時間がありませんから、必要最小限度になるかもしれませんが、十分検討していただくようお願いをしたいと思います。局長、よろしく願いをいたします。

次に、これは先程、諫早の件と含めてということで申し上げましたが、内村委員何かございませんかね。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

諫早市議会は一般質問をあとにしてるんですよ、あとに。なぜかと言うと、行政側が急ぐ議案を早くしてやらないといけないということで、後ろに回しているんですよ。長崎市は後ろの方に回しているのかな。今度の3月議会は後ろの方に回してるんですよ。だから、本当に執行部側が急ぐ案件があれば、直ちに執行せないかんとというのがあれば、その希望に沿って前倒しにやっても私は一向に構わないと思うんですけどね。そういう

ニーズが無ければ、現状でもいいかなと思うんですけども。とにかく補正予算なんか急ぐんでしょ。そういうのはもう早目にして、一般質問はあとにした方がいいのではないかなって感じがするわけですよ。だからその辺り皆さんがどう考えているか。一般質問はそんなに急ぐ必要はないし、あとに回してもいいんじゃないかなと思うんですよ。とにかく町民のために早く執行してやらないといかんのがあれば、あればですよ、そういう方向が良いのではないかなと思うんですよ。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

委員長がお話しになると長くなるものですから、ちょっと質問します。私もこの問題はすぐには解決できないと思うんですよ、基本的にはね。僕は初めから3月の定例会を見れば、特に施政方針を聞いたあとに一般質問すると。考え方について一般質問すると、これはもう普通なんですね。まあ、しかしながらそれは今までの通告の中で回答を書く時間がね、理事者側が時間が欲しいということで、こういう形に今まで、私が34年間いるけど、ずっとなったんだけど。本来であれば、やはり一般質問というのはあとでもいいと思うんです。議案審査終わったあとでもいいと思う。その中でやっぱり質問して、確か時津辺りは、回答書は1日ぐらいで書くんじゃないかなと思うんですね。だから今からやり方をいろんなことで、議会運営委員会で検討していかなくちゃいけない、僕はそういうふうにいるんですよ。だからすぐ結論が出る問題ではないなと思っています。まず一般質問の通告の時期の問題からいろいろ検討する必要も僕はあると思う。それによって日程が変わってくる。だから私たち民間で育った人間というのは、クイックレスポンスで言ったことがすぐ返ってくると。それと初めに私が議会に入ったときに、この質問は専門家に言えば当然すぐ即答できるだろうと、数字は別にしてね。そういう疑問がものすごく頭にあったんですよ。だから、なんで一般質問の通告がこんなに長く掛かるのかなとか、そういうことを考えていた時期がありましたけどね。だから、一つの諫早の例を今内村委員が言ってくれたから、それを今からどういう形に持ってくるか、いろんな意見を聞きながら進めていくという必要は、私はあると思います。

○委員長（岩永政則委員）

ほかの方いらっしゃいませんか何か。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

先程、内村委員が言われたように急ぐものがあればそれを先に結審を済ませて、その後で一般質問でもいいのかなと思うんですが、何が出てくるか分からんものですからね。今のやり方が一番皆さん慣れていると思いますので、そのとおりと。特段これは急がばって補正なんかで出てきたものが、特別なものがあれば、それはもう急いで結審を済ませるといって、それは次の議運でしか決められんとじゃないかなと私は思う

んですが。

○委員長（岩永政則委員）

10日ぐらいしかないわけで、若干、時期を失したのかなという感じはいたすわけですが、17日の新聞に長崎市議会が載っていましたね。これも諫早のように一般質問は最後の2日間に持っていつているんですね。2月22日から始まって施政方針をして、議案上程して、そして委員会をやりまして、それで本会議を3月9日にして、これ採択ですよ。先に採択して、そのあとに一般質問をしているんですね。これ僕初めて見ましてね。そういう方法もあるんだなと参考になったんですけども、少しく時間を置いて今後検討するようにいたしましょうか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

3月議会ということで、とにかく行政が忙しくてね、かなり早くしないと、執行を移さないといかん事例が予想されるんじゃないかなと思って提案しているわけですね。したがって、あと委員長と議長、それから事務局にお任せしますけども、執行部側が「いや、急ぎたいんだ」と言うことであれば、後ろに回していいんじゃないですか、聞いてね。聞いてですよ、執行部側に、議長と一緒に。そうでなければ従来どおりであればいい話で、まさにそれを僕は言いよるわけですよ。だから何も「そんなに心配せんでもいいですよ」と言われたら、それはそれでいいんですけど、「いや、ちょっと今回はちょっと急ぐんで、是非そうさせてください」って言うなら、やっぱり執行部の希望どおりさせてあげた方が良くはないかと思うわけです。それで、ちょっと打診したらどうですか。打診して「いや別に従来どおりでいいですよ」という話であれば別に構わないですね。向こうが、いや全然心配いりませんというようなことをこっちから話しかけるのもあれでしょうから。だからちょっと打診してみたらどうですかね。どうしても急ぎたいということであれば、また提案してもらえばいいと思う。

○委員長（岩永政則委員）

今の件につきましては特別に急ぐことがあるのかどうか、事務局に聞かせます。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

そういうふうな状況であればそこは検討していいと思うんですけど、ただ先程委員長も言われた長崎市議会の議会運営と、諫早市議会も多分そうじゃないかなというふう思うんですけども、恐らくさつき竹中委員が言われた一般質問の提出時期の問題だと思うんですよ。この間、市議会議員にちょっと聞いたら、もう議会が始まっているんですが一般質問の提出はまだみたいな話で、結局何を言いたいかという、今までは提出期間があつて、一般質問を提出して、一般質問をやつてついでに会期がたぶん長かったんじゃないかなと。それを、一般質問を提出しても後半でやり取りするというところで、そういうところで縮めてきてるんじゃないかなという気がしてですね。ただ私

もその一般質問の提出時期の問題は、先程言われたように施政方針等々は一般質問でやれるっていうふうな、そういうのが議会としても非常に魅力があるんじゃないかなというふうに思うんで、それはもう本当に今後の検討課題だなというふうに思いますんで。諫早市議会だとか長崎市議会ができたのはやっぱりそういう関係じゃないかなと、ちょっと見ててそういうふうに思ったんで。先程言われるように、考えられるのは補正予算ですよね、補正予算がどうしてもやっぱり急がばいかなんという場合は、場合によっては補正予算ならば金額で上限されるかもしれませんが、即決でも構わないわけですよ、そういう場合は。だから、そういう急いで対応するという形でもいいと思うんで、今回までは従来どおりでやるのがベストかなというふうに思います。

○委員長（岩永政則委員）

別にございませんか。いいですかね。それでは、この一般質問等の取り扱いにつきましては今後また検討をしていくということでもいいでしょうかね。

（「異議なし」の声あり）

それではそのようにしたいと思います。それからもう1点、議案の提案がありますね、初日にですね。議案提案あって、そして一般質問を続けて今していますよね。会期を縮める趣旨からしておりますが、一部から、この初日の一般質問を翌日の元に戻すようにできないかという、そういう話を承っておるんですけども、その点はどう思われましようか。コロナ禍の中では前回も今もほとんど変わらないわけなんです。どうでしょうか。暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

以上で本日の会は終了したいと思います。残るは一人一役の件を協議していきたいと思しますので、3月の議会終了後に会議を予定をさせていただきたいと、その日程はまたのちに決めさせていただきたいと思います。

以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。どうもお疲れ様でした。

（閉会 14時22分）